

協議第65号関係資料(協議項目13)

1. 合併と同時に新市職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行する必要があるもの

法定により必ず設置するもの若しくは制定が必要なもの又はこれらに準ずるもので、市政施行上空白期間が許されないもの
新市の組織及びその運営又は職員等の勤務(給与、勤務時間等)に関するもの
市民の権利・利益の保護又は権利の制限若しくは義務を課すため、空白時間の許されないもの
公の施設等の設置・管理に関するもの
3市町村が同様の施設を持つ事務事業に関するもので統合する必要があるもの
合併協議会において協議済のもの

2. 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの

条例名は類似しているが、3市町村の制度に差異があり、新市設置日において統合が困難なため統合案を決定し議会に提案する
予定のもの
いずれか1地域のみ条例であり、新市において全域に適用させるかの政策的判断を要するもの
新たに適用されるものはないが、すでに適用されていたものを整理する間施行するもの

3. 合併後、逐次制定するもの

市長の政策判断に係る条例
議会が定める条例

協議第65号関係資料(協議項目13)

条例規則等の取扱いに関する法令(抜粋)

地方自治法

(規則)

第15条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

(長の専決処分)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条但書の場合においてなお議会を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会を招集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件の処分をすることができる。

議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

地方自治法施行令

(長の職務を暫定的に行う者)

第1条の2 普通地方公共団体の設置があった場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であった者(地方自治法第152条又は252条の17の8第1項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であった者を含む。)のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

(条例規則の暫定的施行)

第3条 普通地方公共団体の設置があった場合においては、第1条の2の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。